

青森県報

第三千六百七十三号

平成二十五年

四月一日

(月曜日)

目次

告 示

青森県情報公開条例第二十三条第一項の規定により知事が定める法人の一部改正……………	(総務学事課) ……	一
青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人の一部改正……………	(同) ……	二
包括外部監査契約の締結……………	(行政経営推進室) ……	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉保険課) ……	二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同) ……	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) ……	三
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(障害福祉課) ……	三
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………	(同) ……	三
基本測定の終了……………	(監理課) ……	四
右 同……………	(同) ……	四
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会計管理課) ……	四
青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料及び常設展の観覧の場合の特定期間……………	(教育庁文化財保護課) ……	四
右 同……………	(同) ……	五
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活文化課) ……	五
右 同……………	(同) ……	五

特定非営利活動促進法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項の規定による公告…………… (同) …… 六

教育委員会

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) …… 六

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (教職員課) …… 六

公印の作成及び廃止…………… (職員福利課) …… 六

公印の廃止…………… (同) …… 七

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程…………… (事務局) …… 八

公安委員会

青森県警察職員の設定配置規則の一部を改正する規則…………… (警務課) …… 八

青森県警察組織規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 九

告 示

青森県告示第二百七十号

平成十二年四月一日青森県告示第二百八十五号(青森県情報公開条例第二十三条第一項の規定により知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表社団法人青い森農林振興公社の項から財団法人むつ小川原地域・産業振興財団の項までを次のように改める。

公益財団法人青森県フェリー埠頭公社

青森市沖館二丁目一の一

公益財団法人青森県建設技術センター	青森市中央三丁目二の九
公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	青森市長島二丁目一〇の四
社団法人青い森農林振興公社	青森市新町二丁目四の一

青森県告示第二百七十一号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十六号（青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表社団法人青い森農林振興公社の項から財団法人むつ小川原地域・産業振興財団の項までを次のように改める。

公益財団法人青森県フェリー埠頭公社	青森市沖館二丁目一の一
公益財団法人青森県建設技術センター	青森市中央三丁目二の九
公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	青森市長島二丁目一〇の四
社団法人青い森農林振興公社	青森市新町二丁目四の一

青森県告示第二百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により平成二十五年に係る包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成二十五年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
加藤 聡
東京都世田谷区喜多見九丁目二四の四九
- 三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用
 - 1 額の算定方法
基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。
 - 2 支払方法
費用の一部について概算払をする。

青森県告示第二百七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 日
名称又は 氏名 主たる事務所 所在地又は住所	名 称	所 在 地	平 成 二 五 年 四 月 一 日
株式会社 ゴ ールド	訪問介護	ヘルパ ー リ ン ゴ ン	
弘前市大字取上 二丁目一四の一		弘前市大字取上 二丁目一四の一	

青森県告示第二百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指月日定
	社会福祉法人 ファミリア	三戸郡五戸町字 姥堤三四の一	ケアステーション らハピネスやく	八戸市大字八幡 字下樋田の一	平成 二五・四・一

青森県告示第二百七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指月日定
	株式会社ゴ ールト	弘前市大字取上 二丁目一四の一	訪問介護	ヘルパース テーション りんご	平成 二五・四・一

青森県告示第二百七十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
	社会福祉法人 ふぶさん会	八戸市根城九丁 目一八の二三	自立訓練 （生活訓練）	柿の木苑	八戸市根城九丁 目一八の二三	〃
	社会福祉協議会 人平川市社 会	平川市柏木町藤 山一六の一	重度訪問 介護	社会福祉法人 平川市社 会尾上居宅 介護事業所	平川市猿賀南田 九六の三	〃
	社会福祉協議会 人平川市社 会	平川市柏木町藤 山一六の一	居宅介護	社会福祉法人 平川市社 会尾上居宅 介護事業所	平川市猿賀南田 九六の三	平成 二五・三・三

青森県告示第二百七十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	名称	所在地	指月日定
	社会福祉法人 一好会	八戸市大字白銀 三丁目中平三の一	放課後等 デイサービス	アくれよんフ ファミリア	八戸市大字鮫町 一冷水二七の一	平成 二五・四・一

青森県告示第二百七十八号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（精密測地網高精度三次元測量）

二 作業期間

平成二十四年六月一日から平成二十五年二月二十八日まで

三 作業地域

八戸市

五所川原市

三沢市

むつ市

東津軽郡今別町

東津軽郡外ヶ浜町

北津軽郡中泊町

上北郡野辺地町

上北郡横浜町

上北郡六ヶ所村

上北郡おいらせ町

下北郡東通村

青森県告示第二百七十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（電子基準点付属標高取付業務）

二 作業期間

平成二十四年十月一日から平成二十五年三月八日まで

三 作業地域

下北郡大間町

下北郡風間浦村

下北郡佐井村

青森県告示第二百八十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「末広町支店

北海道函館市末広町

」を

「末広町支店

北海道函館市梁川町

」に改める。

青森県告示第二百八十一号

青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）別表第一号の規定に基づき、青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の特定期間を次のとおり定める。

平成二十五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特別展の観覧の場合の使用料の額

青森県立郷土館 開館四十周年記念特別展「平尾魯仙」の観覧		区	金額(一回につき)
個人		分	
一般	個人	高等学校生徒 中等教育学校 後期課程生徒 及び学生	(特別展の開催の前日までに納付する場合には、二百四十円) (二百円)
一般	団体(二十人以上のものに限る。)	高等学校生徒 中等教育学校 後期課程生徒 及び学生	(特別展の開催の前日までに納付する場合には、四百円) (二百円)
一般	一般		(特別展の開催の前日までに納付する場合には、四百円) (二百円)

二 常設展の観覧の場合の特定期間
平成二十六年一月一日から同年二月二十八日まで

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人在宅生活

三 代表者の氏名

佐藤 明子

四 主たる事務所の所在地

上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内二一六の二

五 定款に記載された目的

この法人は、県内の高齢者、障害者に対して、居宅介護支援に関する事業、地域生活援助事業を行うことにより、高齢者、障害者などの福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

~~~~~  
 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かなぎ元気倶楽部

三 代表者の氏名

今 誠康

四 主たる事務所の所在地

五所川原市金木町朝日山一八九の三

五 定款に記載された目的

この法人は、五所川原市金木町及び周辺住民に対し、地域伝統文化・芸術を活用した観光振興事業、地域経済活性化を図るための各種事業を行うことにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動促進法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十八条第一項の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

特定非営利活動法人あもりNPOサポートセンター

二 代表者の氏名

田中弘子

三 主たる事務所の所在地

青森市新町一丁目一三の七

四 その他の事務所の所在地

なし

五 仮認定の有効期間

平成二十五年一月十七日から平成二十八年一月十六日まで

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第二号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程（昭和五十五年五月青森県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。本則中「中平雅夫」を「佐藤幸」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

各 県 立 学 校

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

青森県教育委員会

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県立学校専決代決規程（平成八年三月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「し、分室に関する校務を分担して整理する教頭は、分校又は校舎に関する別表第二に掲げる事務（施設に関するものを除く。）を専決」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会告示第二号

平成二十五年三月三十一日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成二十五年四月一日同表の下欄に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。

平成二十五年四月一日

青森県教育委員会

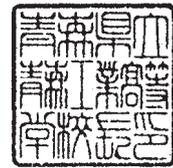
公印の名称及び印影

青森県立青森工業高等
学校長印



公印の名称及び印影

青森県立青森工業高等
学校長印



青森県教育委員会告示第三号

平成二十五年三月三十一日次の表に掲げる公印を廃止したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。

平成二十五年四月一日

青森県教育委員会

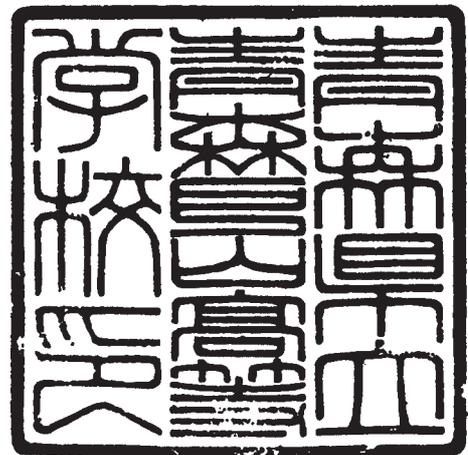
公印の名称

青森県立青森戸山高等学校長印

公印の印影



青森県立青森戸山高等学校印
(正印)

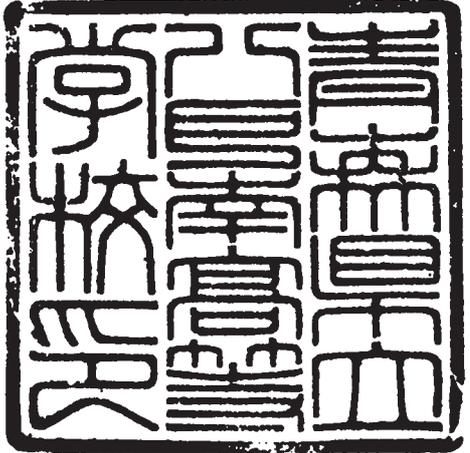


青森県立青森戸山高等学校印
(副印)



青森県立八戸南高等学校長印



<p>青森県立八戸南高等学校校印（副印）</p>	<p>青森県立八戸南高等学校校印（正印）</p>
	

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年四月一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

青森県選挙管理委員会規程（昭和二十八年三月青森県選挙管理委員会告示第七号）

の一部を次のように改正する。

第十六条第一項、第二項及び第五項中「市町村振興課」を「市町村課」に改める。

附則

この規程は、告示の日から施行する。

公安委員会

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

青森県公安委員会委員長 木村八脩

青森県公安委員会規則第二号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則（昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

青森県警察職員定員表

本部、署名	区 分		警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	小 計	一 般 職 員	合 計
	警 視	警 部								
県 警 察 本 部	64	103	298	205	110	780	252	1,032		
青 森 警 察 署	4	10	71	93	128	306	19	325		
青 森 南 警 察 署	1	4	7	10	8	30	4	34		
外ヶ浜 警 察 署	1	2	9	9	5	26	4	30		
大 間 警 察 署	1	3	5	8	4	21	3	24		
む つ 警 察 署	2	5	18	19	32	76	9	85		
野 辺 地 警 察 署	1	6	11	18	14	50	4	54		
弘 前 警 察 署	5	9	51	68	87	220	13	233		
鱒ヶ沢 警 察 署	1	5	6	13	13	38	4	42		
つ が る 警 察 署	1	4	9	16	11	41	4	45		
五 所 川 原 警 察 署	2	7	24	23	46	102	8	110		
板 柳 警 察 署	1	2	6	7	6	22	4	26		
黒 石 警 察 署	2	8	20	32	35	97	8	105		
八 戸 警 察 署	4	9	58	85	104	260	23	283		
三 戸 警 察 署	1	4	11	11	14	41	4	45		
五 戸 警 察 署	1	3	8	7	6	25	3	28		
十 和 田 警 察 署	2	6	16	24	30	78	8	86		
七 戸 警 察 署	1	4	9	7	16	37	4	41		
三 沢 警 察 署	2	5	17	21	27	72	8	80		
合 計	97	199	654	676	696	2,322	386	2,708		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

青森県公安委員会規則第三号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第八号中「犯罪」の下に「（以下「サイバー犯罪」という。）」を加え、同条第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 サイバー犯罪の取締り（他の所掌に属するものを除く。）及び捜査支援に関すること。

第十二条第六号中「けん銃」を「拳銃」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭